

声明 日中両国が発した日中国交回復共同声明などを躊躇する

高市首相「存立危機事態」発言の撤回を要求する

沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動

2025年11月30日

2025年11月7日の衆議院予算委員会で、高市早苗首相が台湾有事を念頭に「戦艦を使って武力の行使を伴うのであれば、これはどう考えても存立危機事態になりうる」と述べた。

これに対し、中国は「一つの中国」原則に反するとして強く反発している。中国外務省は「誤った発言が中国の人々の怒りを買った」とし、日本に発言の撤回と反省を強く要求した。中国大使館は「日本は軍国主義の過ちを繰り返すのか」と批判し、中国人に対し日本への渡航自粛を呼びかけるなど対抗措置を講じている。

発言を受けて日中間の局長級協議が行われたが、結論は平行線に終わり、事態打開のめどは立っていない。

中国政府による渡航自粛の呼びかけや、日本産水産物の輸入停止措置の可能性など、日本の観光業や輸出産業への経済的悪影響が懸念されている。日中関係の冷え込みが長引けば、サプライチェーンや投資など、より広範な経済活動に打撃を与える可能性がある。

中国のみならず、日本の野党の立憲民主党や共産党もこの発言の撤回を要求しているが、主権者国民の公式の立場を踏みにじった高市発言について国民の意思を踏みにじったものとして高市発言を厳しく追及することは当然である。

これにたいして高市首相は発言を撤回する意向はないとしており、この問題は日中間の新たな火種であるだけでなく、日中関係に関する主権者国民の原則的意思を踏みにじったものとして、主権者国民は厳しく追及し続けなければならない。

外交は、日本国憲法に基づき自国が他国とともに声明し確定した国際規範に沿って行われなければならないことは、国際関係においての基本中の基本である。

日中両国は、1972年に国交回復した。両国の国交回復の共同声明では、日本は次のように、確認している。

「三 中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。」

台湾に関する中国の基本的立場について、日本政府が中国政府の立場を「十分理解し、尊重し、堅持する」と確約したポツダム宣言第八項は「カイロ宣言の条項は、履行せらるべき」と規定し、カイロ宣言では、「満州、台湾及びボウ湖島のような日本国が清国人から盗取したすべての地域を中華民国に返還する」

（中華民国は現在の中華人民共和国と読み替える）と規定している。日本は、台湾を中国に返還した立場の堅持を共

同声明に明記して、日中国交が回復したのである。

この共同声明の立場は、1978年の中日平和友好条約、それに続く様ざまな日中共同文書、最近では、2008年の福田首相が署名した「戦略的互恵関係」の包括的推進に関する日中共同声明」でも明確に確認されている原則である。

この原則的立場は、日本国の公式の立場であり、主権者である日本国民の意思である。それは、日本国憲法第98条「国際法規の誠実な遵守」義務にもとづき厳守されなければならない。

高市発言は、この日本中国間についての日本国自身の根本的立場と明確な意思を乱暴に踏みにじったものであり、主権者である日本国民は、とうていこの発言を容認することはできない。

市民団体「沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動」は、日本国憲法に沿った国際間の厳粛な公約を遵守し、全基地撤去と対米独立、軍事力によらない、平和外交によるアジアと世界の平和を追求しており、高市首相のこの発言は、軍事力を増強して軍事行動に繋がるものであるだけでなく、日中間の基本的関係を破壊するものであることから発生する軍事的緊張関係に至ることをも危惧している。

われわれ「沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動」は、高市国会発言の撤回を強く要求する。

高市首相は、「安保三文書改定」「軍事費GDP2パーセントを前倒し実施」「非核三原則見直し」等も発言しており、

これらが実現すれば、日本はアジアの軍事大国となり、憲法第9条「国の交戦権は、これを認めない」に反する違憲の戦争の危機はますます増大する。

日本が、唯一の戦争被爆国で平和憲法をもつ国として、平和憲法に基づく国際間の約束を遵守し、憲法に基づかない全基地を撤去し、眞の平和外交を進めるよう、平和をのぞむすべての人びととともに行動する事を表明する。